平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第 17 準備書面

岐阜地方裁判所 御中 (民事第2部合議係)

2019年12月2日

上記原告ら訴訟代理人

弁	護	士	Щ		田	秀	樹	
	同		笹		田	参	三	
	同		小		林	明	人	代
	同		井		上	卓	也	代
	同		Щ		本		妙	
	同		岡		本	浩	明	代
	同		見	田	村	勇	磨	代
	同		安		藤		博	代
	同		樽		井	直	樹	代
	同		原			秀	_	代
	同		清		水		勉	代
	同		武		藤	糾	明	代

「個人情報類型化論」が本件(国家賠償請求、個人情報抹消請求)に適用できないことについて主張を補充する。

第1 はじめに

本件では、国賠請求、個人情報抹消請求に共通する問題意識として、「個人情報類型化論」(以下「類型化論」とも言う。)が課題となっている。それは、原告らの人格権が侵害されたことについて、本件議事録の記述をもとに、そこで取り上げられている原告らの個人情報について、その性質の違いによって分類した上で要保護性を検討し、それぞれの情報について損害賠償請求ないし抹消請求の要否を個別に判断するという考え方である。

以下、この考え方が本件には適合しないことを主張する。

第2 個人情報の利用目的が不明な本件では類型化論は適合しない

1 まず、個人情報類型化論が合理性を持つのは、利用目的が特定できる行政事務において目的の範囲内で利用する場合である(岐阜県個人情報保護条例2条2号、6条1項参照)。そもそも、類型化論の判断枠組みは、抽出した各情報について、その要保護性や公知か否かの有無を個別に検討するものであるが、その際は、当然ながら当該情報を収集、保有、あるいは利用することの必要性、相当性があるかという観点からも検討がなされる。そして、必要性、相当性の有無、程度の判断は、目的との関連性の有無、程度を検討するという方法による他ない。利用目的が特定できないのに、情報収集の必要性、相当性を検討することなど、できるはずがないのである。例えば、犯罪捜査の場面であれば、ある捜査活動を行って個人情報を収集することの是非は、それが証拠の収集と被疑者の特定、確保という捜査の目的に適うものであるか否かという観点を抜きにして判断できない。その上で、情報の要保護性等との比較衡量を行って結論を導くのが類型化論の判断

枠組みである。

したがって、利用目的がわからない行政事務において、わからない目的のための個人情報を扱う場合には、類型化論による検討の要素である収集等の目的を考慮できないのであるから、類型化論の枠組みを用いて判断することはできないのである。

2 本件で被告県と被告国は、原告らの個人情報を収集、保有、利用したことについて、その目的を説明しないどころか、収集等の事実について認否すらしようとしない。本件議事録に記載された公安警察官の発言(甲2)からは、警察の意図が原告らの市民運動を妨害しようとすることにあることが伺えるが、このときより以前から原告らの個人情報を収集していたことからして、岐阜県警警備部が原告らの個人情報を収集して来た目的は判然としない。したがって、議事録に記載されている原告らの個人情報だけでは、岐阜県警警備部や警察庁警備局が保管している原告らの個人情報の全体はわからないから、個人情報を類型化して個別に検討しようにもできないのである。

よって、本件に個人情報類型化論は妥当しない。

第3 情報の扱われ方が不当であるから類型化論は適合しない

1 類型化論が機能しない場面である

本件に類型化論が適合しないもう一つの理由として、情報の扱われ方が「公平中正」(警察法2条2項)を欠き不当であることが挙げられる。

大垣署警備課とシーテック社との情報交換の実態をみると、岐阜県警の原告らの個人情報の扱い方は、原告らに悪意を持って恣意的に不正確な個人情報を提供するという、およそ適正な利用からは程遠い、明らかに不当なものであった。このような実情からすると、どのような類型の個人情報であれば収集し、保有し、利用(第三者提供を含む)してよい(適法)という分類は「公平中正」という前提を欠き、合理的でない。岐阜県警及び警視庁公安部による原告らの個人情報の

収集、保有、利用は、その全体が違法だと解さざるを得ない。

しかも、わが国の現状では、公安警察が監視対象者を選ぶ基準も収集の対象となる個人情報を取捨する基準も未だに具体的に法定されていない。何らかの内部的基準があるのかもしれないが、それさえも公表されていない。そのため、一般市民にとって予測可能性が全くなく、いつどのようなきっかけでだれのどのような個人情報が継続的に収集されるようになり、いつだれに対してどのように利用されるかが全くわからない。公安警察官が収集する個人情報の項目が不必要に広すぎたり、内容が思い込みや誤解などから不正確だったりしても、さらには意図的に虚偽の情報が利用されたとしても、これらを監視したり是正する第三者機関も法制度化されていない。そのため、本人の知らないうちに、誤解や曲解が本人の周囲や社会に広がり拡散し定着し、本人が知らないうちに実は深刻な被害を被っているということが起こり得るのである。このような状況下では、個人情報類型化論は機能せず、成り立たない。

以下、本件では個人情報類型化論が適合しないことを、本件議事録(甲2)に 記載されている原告らの個人情報の扱いを検討することによって明らかにする。

2 2013年8月7日議事録の検討

第1回の情報交換は、大垣署警備課から中電大垣営業所経由で中電岐阜支店に対して、「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」旨の連絡があり、シーテック社の従業員らが大垣署を訪問する形で始まっている。地域住民や地元企業側から警察に相談しているのではなく、大垣署警備課の要請で情報交換が始まっているところに特徴がある。シーテック社が呼び出された理由は、公安警察官が「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」からというものであり、犯罪捜査に関する情報収集でもなければ、「公共の安全と秩序」(警察法2条1項)に関する情報収集でもない。そもそも南伊吹風力の事業概要情報が警察活動に必要な情報なのかからして疑問がある。

シーテック社の従業員らを大垣署に呼び出した公安警察官が最初に話題にし

たことは、大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われたとの記事が 岐阜新聞に載ったことを知っているか、というものであった。これも不可解であ る。自分たちが暮らす地域に新たな大型事業が始まるかもしれないというときに、 地域住民が事業内容を理解するために勉強会を開くのはごく当たり前の反応で ある。犯罪性などあるはずもなく、社会の治安を乱すものでもない。警察が関与 すべき事態ではないのである。しかも、公安警察官は、風力発電に関する勉強会 を開催した原告三輪や同松島について、「自然に手を入れる行為自体に反対する 人物である」と決めつけ、同人らに対するシーテック社の敵対心を煽ることすら している。地域住民が知らない間に、警察が企業と地域住民との対立を煽るよう なことをすることは、極めて異常である。

シーテック社の従業員も警察官に迎合し、「以前メナードゴルフ場建設時にも 反対派として活動されたことも承知している。」と応じ、続けて、「地元の有力者 から、あいつらは何でも反対する共産党と呼ばれていると聞いている」と話して いる。「地元の有力者」が誰を指すかは不明だが、その者が言ったという「あい つら」「何でも反対する共産党」といった敵対心を露わにした言葉を公安警察官 に発したのは、警察官がシーテック社の従業員の感情を煽ったことに対して迎合 した反応である。

原告松島及び同三輪が「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている。」という公安警察官の発言は、原告松島及び同三輪のバックには法律事務所(正確には「弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所」)がついていて手ごわいという印象付けを行い、シーテック社の対立感情をさらに煽るものであった。

さらに、公安警察官は「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する 『近藤ゆり子氏』という人物がいるが、御存じか」という言い方をしている。公 安警察官のこの発言は、「自然破壊につながることは敏感に反対する」という紹 介の仕方で、すでにシーテック社にとって原告近藤が対立する立場にいることを 強く印象づけようとしている。ここで公安警察官が上鍛治屋地区の住民ではない 原告近藤の実名をあえて挙げ、「御存じか」という言い方をしているのは、公安警察として原告近藤に対して明らかな否定的評価をしていることを示している。 公安警察としてすでに原告近藤を十分に知っていればこそ、それを前提に、同人がシーテック社の風力発電事業を進める上で有害な人物であるという印象づけを行っているのである。

警察の説明はさらにエスカレートし、原告松島及び同三輪が「このような人物(代理人注:原告近藤のこと)と繋がると、やっかいなことになると思われる。」「このような人物(代理人注:原告近藤のこと)と岐阜コラボ法律事務所(代理人注:原文ママ)との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」、「大垣警察署としても回避したい行為であり」と、シーテック社に不安を与えるような発言を繰り返した。上鍛治屋地区の住民に原告近藤が繋がることを、公安警察官が「やっかいなことになる」と否定的な評価をするのは、「公平中正」(警察法2条2項)な警察活動とは言えない。原告近藤と弁護士法人ぎふコラボが上鍛治屋地区の住民に関係してくると大々的な市民運動へと展開することへの危惧を示すことも、警察にあるまじき「公平中正」を欠く言動である。

不安を煽られたシーテック社は、「当社としても、今後、地元交渉を精力的に開始する予定であることから、色々な情報交換をお願いしたい。」と答え、原告ら(この時点ではまだ原告船田の氏名は出て来ていないが、同人が事務局長を務めていた弁護士法人ぎふコラボの名称は繰り返し出てきた。)と対立的な立場をとることを鮮明にし、原告らに関する情報を公安警察に提供し、警察からも情報提供を得たい旨を申し出た。

3 2014年3月4日議事録の検討

第2回の情報交換で、シーテック社は、「南伊吹風力発電事業用地交渉の進み 具合報告と、地区からの反対運動を発生させないための相談方々、大垣警察署警 備課を訪問した」。反対運動が起こりそうなのであれば、反対意見に真摯に耳を 傾け、誤解を解き、もっともな反対意見には修正提案をし、納得してもらうことによって解決するべきである。その努力すらしないで、民間企業が「地区からの反対運動を発生させないための相談」に警察に赴くというのは、警察を企業活動のために私物化しようとするもので、企業と警察の関係として異常である。

シーテック社は、上鍛治屋地区の年度末総会で、「測量に伴う土地立入の可否について検討議題に挙げられ、立入禁止が決議された」ことを指摘し、「同総会において、反対運動者の三輪唯夫氏(原告三輪)が平成26年度の上鍛治屋自治会長に選出されたこと」を「ショッキング」だと評価し、「今後同地区への対話入口が閉ざされた感がある。」と結論づけ、上鍛治屋公民館と農村開発センターで開かれた集まりについて、「『風力発電勉強会』という名の反対集会」と位置付けて、「山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされている」と説明している。

公安警察官らは、シーテック社に同調して、「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。」ことを話題にし、「三輪唯夫と交代で友の会役員を行っているようである。」とし、両原告が弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所に深く関わっていることを印象づけ、「風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配がある。」と述べた。このような不安感を煽る言い方をされたシーテック社は、「情報有難うございます。」とお礼を言い、原告松島の妻が地域の広報的な役目を担っていることを「厄介だと感じてる」と、一方的全面的に否定的な評価をしている。

今後の事業の進め方については、公安警察官から、「上石津町役場と相談しながら、具体的な進め方を相談されたらいかがでしょうか。」と、行政と相談することを提案し、これを受けたシーテック社は、「法アセスの準備書は上鍛治屋地区を除き順次進める。」と述べて、原告松島及び同三輪がいる上鍛治屋地区だけを別扱いにすることを明言している。そして具体的な進め方として、「交渉可能地区や役場等から話を進め、周囲を固めることにより上鍛治屋地区を孤立化させ

る。」とし、「周りの地区から、『なぜ賛成できないか』の声が上がるよう仕向けたい。」との意向を表明した。シーテック社は、上鍛治屋地区との話し合いを放棄して、周囲の地区で話を進めることで、上鍛治屋地区を孤立させることを目指し、そのような状態になったときに周囲の地区から圧力をかけさせるという方針を持つに至ったのである。

公安警察官は、シーテック社から「大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」とも言われ、「了解した。」と答えている。これは、大垣署警備課が上鍛治屋地区を孤立化させることに役立つ情報をシーテック社に提供することを含意しており、原告らの弱点になるような個人情報の提供もありうるものとしての「了解した」である。

4 2014年5月26日議事録の検討

第3回の情報交換では、5月20日に上石津町上鍛治屋地区から大垣市長宛てに風力発電中止の嘆願書が提出されたことや、同月11日付でシーテック社及び中部電力本店に風力発電事業の中止を求める要望書が送られてきたことが主な話題になっている。

要望書の内容として4点挙げられているが、風力発電事業所の建設に利害を有する地域住民が、その事業のありかたについて要望をするのは当然である。

ところが、公安警察官が述べた意見は、「今回の行動は、来年の統一地方選挙に向けて動き出す気配がある。」「共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではと思う。」というものであった。上鍛治屋地区の住民の意向を軽視・無視するどころか、言いがかりとも言うべき曲解である。この発言には、日本共産党に対する敵意を原告らに対する敵意に重ね合わせる公安警察官の心情が表れている。

公安警察官は続けて、「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所(代理人注:原文ママ)の事務局長である船田伸子と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」「現在船田伸子は気を病んでおり入院中であるので、

速、次の行動に移りにくいと考えられる。」「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。」「身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい。」と発言した。ここで初めて原告船田の氏名が出た。これらの発言は、シーテック社の風力発電事業に対する反対運動が原告三輪と強くつながっている原告船田によって全国に広がってゆくことを懸念しているという意味と解されるが、2014年5月26日当時、原告船田は上鍛治屋地区で風力発電事業の問題が生じていることを多少知っている程度に過ぎず、公安警察官の意見は根拠のない憶測である。「現在船田伸子は気を病んでおり入院中である」というのは事実に反するが、公安警察官として、原告船田についてだれからどのような情報を得て、このような事実判断をしたのか。「速、次の行動に移りにくいと考えられる。」というのは、まるで原告船田が弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所で全国展開する運動づくりの中心にいる危険人物のような扱いである。「過激なメンバー」「すぐに110番」との発言に至っては、事実無根ではあっても、シーテック社に脅威ないし恐怖心を抱かせるには効果的な言葉である。

シーテック社は「当社は風力発電事業を断念するつもりはない。」「現行の計画で理解いただけるよう今後も推し進めてゆくつもりである。」と述べている。「現行の計画で理解いただけるよう」というのは、一方的に自分の計画を推し進めるだけで、住民らの要望を聞き入れる意思は全くないことを表明したものである。企業活動のあり方として異常極まりないが、このような発言に公安警察官が「了解した。」と答えたのも異常である。

5 2014年6月30日議事録の検討

6月24日、大垣署警備課の公安警察官からシーテック社に対して、「近藤ゆり子」が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話があった。6月30日の第4回の情報交換では、これに先立つ6月26日に中部電力の株主総会が開かれて、株主として出席した原告近藤が発言している。議事録に「動き出す」「気配」など不穏当な響きの言い回しが用いられているということは、公安警察官の狙い

は、原告近藤が風力発電事業に反対するための具体的な活動を開始する可能性が あること(それ自体は根拠の薄い推測でしかないが)をシーテック社に告げ、そ の危機感を煽ることにあったと認められる。

情報交換の場において、シーテック社は、6月20日に大垣市役所上石津地域 事務所一ノ瀬支所2階(いちのせグリーンプラザ)で、原告三輪が主宰する「風 力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われたことや、6月26日の中部 電力株主総会に原告近藤が出席し、質問したことなどを公安警察官に報告してい る。どちらも犯罪に関係するような事柄ではなく、警察に通報するような内容で はない。私企業が公安警察の手先となって原告らの動きを確認し公安警察官に報 告するという異常な関係になっている。

これを受けて公安警察官は、原告近藤に関し、「弁護士法人『岐阜コラボ』が 毎年5月3日(憲法の日)に主催する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風 車事業反対活動に本腰を入れそうである。」「原子力反対と戦争反対を唱えてい る。」「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。」「その 時に伊賀の歯医者『武田恵世』と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっ ている。」などと述べた。あたかもシーテック社の風力発電事業にとって原告近 藤は障害となりうる人物であるかのごとく描写して、同社の危機意識を煽った ものである。

原告近藤が、徳山ダムに関して起こした訴訟は「事業認定取消訴訟」(行政訴訟)と「公金支出差止訴訟」(住民訴訟)であるが、これらの訴訟係属中に原告近藤と武田恵世が知り合ったという事実はない。事実をねつ造した上で、「そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないか。」と勝手な憶測を述べ、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。」として、シーテック社の不安をさらに煽った。

シーテック社は、「新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡する。また、 大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」と応じて、原告らに 関する情報の提供を申し出、大垣署警備課の公安警察官側からの提供も要請した。 警察官は「了解した。」と答えた。

6 著しく不当に扱われる可能性が極めて高い個人情報は抹消されるべきである 以上のように、議事録から認められる情報交換の場における出席者らの発言を 検討したところからすれば、大垣署警備課の公安警察官らが原告らの個人情報を 社会公共のために「公平中正」に利用(外部提供)したとは到底評価できない。 公安警察は、原告らの個人情報をシーテック社の危機意識を煽り、風力発電事業 所の建設に利害関係を持つ地域住民と同社との対立を深刻化させるような不当 な方法で原告らの個人情報を扱っていたのである。

公安警察は、本件の情報交換の時だけでなく、これ以前から同様の不当な扱いを行い、現在も今後も同様に、不当な扱いを続ける可能性が極めて高い。このような異常な状況を是正するには、警察組織から独立した組織である個人情報保護委員会のような第三者機関が公安警察の個人情報の収集・保有・利用(第三者提供)・廃棄を監督する必要があるが、現在はそのようになっていない。

さらに大垣署警備課の公安警察官は、原告船田が「気の病で入院している」とか、「三輪唯夫」と「強くつながって」いる、あるいは原告近藤が「原子力発電反対でも武田と繋がっている」などといった、事実に反する不正確な情報をシーテック社に提供している。このように原告らについて誤った情報が用いられていることは、公安警察による個人情報の扱い方の悪質さの度合いとも言うべき不当性を増す事情であると評価されるべき事情である。将来においても、原告らの情報は不正確に用いられ続ける可能性は十分にある。

このような不当な事態から原告らを救済するには、議事録に直接表れている個人に関する情報を抽出し、秘匿性の高さなどを類型化して、個々にその要保護性を検討して要保護性の高い個人情報だけを抽出して抹消させるという個人情報類型化論は有効に機能しない。秘匿性の低い個人情報であれば、出鱈目でも誹謗中傷でもどのような利用のされ方をしても構わないということは言えないから

である。

第4 まとめ

よって、本件に個人情報類型化論は適合しない。国賠請求においては、議事録から直接窺われる事実のみならず、原告らの個人情報が収集、保有、利用されたことを全体として違法な権利侵害として捉えなければならない。そして、岐阜県警警備部及び警察庁警備局が現在保有している原告らの個人情報一切が抹消されるべきである。

以上